



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（東南1号）修理

## 2 契約の相手方

トヨタL&F近畿株式会社

## 3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。このショベルローダーが故障した場合、資源ごみ中継地の運営に支障をきたし、収集・輸送体制に大きな影響を及ぼすことから、適切な修理対応を行う必要がある。

現在、東南方面資源ごみ中継地のショベルローダーについては、トヨタL&F近畿株式会社製の4SD25型のものを使用しているが、大量に搬入される資源ごみに対応できるよう、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様の構造となっている。

このため、特に駆動系・油圧系や特殊部品の交換に関する部分においては、設備特質の構造、機能に加え、補修方法等総合的に十分把握し、同社の独自技術を認識している業者でしか修理及び整備は出来ないこととなる。

今回の故障は、インジェクションポンプ及びクランクシャフトタイミングギヤ等の異常による故障であり、修理にはメーカーの分解整備マニュアルに基づく分解作業後に、噴射ポンプ交換、クランクシャフトタイミングギヤの交換に加えて油圧調整等の作業も要する修理となることから、事後の性能を確保する観点からも自社製品に対する独自の技術を認識して修理を行い、修理部品を容易かつ安価に入手できる製造元であるトヨタL&F近畿株式会社のみが対応可能な業者である。

以上の理由により特名による随意契約の締結を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3234）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

阿倍野複合施設 非常用発電装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱重工エンジンシステム(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する阿倍野複合施設の非常用発電装置は、非常時の停電の際に防災設備に電源を供給する装置である。

今回、装置の信頼性を維持するために経年劣化した構成部品の取替を行う。

本装置は三菱重工業(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、既存機器との密接不可分の関係から、既存機器に著しい支障が生じさせないように部品取替を行ない、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社の子会社であり、かつ、アフターサービス業務契約を締結している上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)